

議員案第34号

小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計委託事業者選考委員会
及び評議員会設置条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年7月3日提出

小金井市議会議員

水 上 洋 志

た ゆ 久 貴

渡 辺 大 三

森 戸 洋 子

（提案理由）

予算特別委員会等の審査の状況に鑑み、本案を提出するものであります。

小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計委託事業者選考委員会及び評議員会設置条例

（設置）

第1条 新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計（以下「基本設計」という。）を委託する際の事業者の選考及びプロポーザルの内容等の評価のため、小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計委託事業者選考委員会（以下「委員会」という。）及び小金井市新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計委託事業者選考評議員会（以下「評議員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会及び評議員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本設計委託に関する事業者の選考（コンストラクション・マネジメント業務委託を実施する場合は、当該業務委託事業者の選考を含む。）に関すること。
- (2) プロポーザルの内容等の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本設計委託に関すること。

（組織）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長 2人以内
- (2) 教育長
- (3) 学識経験者 5人以内

2 評議員会の委員は、市議会議員15人以内で組織し、市長が委嘱する。

（委員会）

第4条 委員会に委員長を置き、委員会は、前条第1項第3号の委員のうちから委員長を選挙する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員（前条第1項各号に掲げる委員をいう。以下この条において同じ。）がその職務を代理する。
- 4 委員会の会議は委員長が招集する。
- 5 委員長は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(評議員会)

第5条 評議員会に議長を置き、委員(第3条第2項の委員をいう。以下この条において同じ。)の互選によって定める。

2 議長は、会務を総理し、評議員会を代表する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

4 評議員会の会議は議長が招集する。

5 議長は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

6 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会の会議の結果について、評議員会に報告し、評議員会の意見を聴いて、市長に報告するものとする。

(謝礼)

第7条 第3条第1項第3号に定める委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び評議員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮り、評議員会の運営に必要な事項は議長が評議員会に諮り、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。